

平成 21 年度第 18 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 21 年 12 月 3 日（木）19 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、記者会見を行います。その前に、今日の昼間行われました企画委員会について、私の方から報告をしたいと思います。

今日の企画委員会は、残念ながら菅会長代行が来られませんでした。会長と原口会長代行は参加をされました。

場所が財務大臣室だったのは、昼食をとりながら少しゆったりとした場所があったらいいねということで、この 4 号館の中を探してみたのですが、なかなか無いということで、今回は財務大臣室でやりましたけれども、次回は昼食をとりながらゆったりとやる場合は、総務大臣室でやりましょうかというようなことを話し合いました。とりあえず今日は財務大臣室でやったということでございます。

中身につきましては、率直に言って論議の中心になった問題は、1 つはやはりたばこ税でございます。これはこれからのとりまとめに向けて明日議論いたします。その素材となるものでございますが、たばこ税についての考え方は、ペーパーが一応出ておりましたけれども、理念をまず明らかにしようと、これはもう皆さん御存知のように、この間、総理の諮問文にありましたように、たばこというのはやはり健康目的で、これについて課税をしていこうではないかと。そういう意味では従来のたばこ事業法の考え方から変わりますし、やはり基本的に変えていこうという方向性もしっかり明示しなければいけない。そのことの上で課税を進めていく際には、勿論、財源のことも考慮しないといけないし、葉たばこ農家のこともそうだし、小売店の皆さんもそうだし、J T の事業のことについても当然それは考慮しながら考えていかなければいけませんねということの原則を、お互いに確認しました。

問題は、先ほども、中川副大臣の方からいろいろ諸説が出ているようだというところで新聞に書いていただいているわけでありますが、この点に関してこの価格の問題については、来年度から税率を上げるということになった場合の問題については、これはかなり大臣を中心にして、その辺りで最終的な決定が行われるのではないだろうかというような話し合いを行いました。

もう一つは、いわゆる子ども手当関連で、所得税のところでございますけれども、所得税の中の扶養控除の廃止に関連して、15 歳未満の扶養控除については、大体方向性としてはいいのですけれども、23 歳から 69 歳までのいわゆる成年扶養控除、この在り方について率直に意見交換をしまして、障害がある方とか、あるいは正確に資料を持っていませんが、4 点ぐらいに分けて、これはどうしても扶養せざるを得ない状況に置かれている方々の条件を明確にしてポジティブリストをつくって、その方々に

は、これまでと同様の措置を税額控除として支給しようじゃないかと、実はこういう整理をさせていただきたいということを提起したわけではありますが、なかなか障害認定を受けているとか、あるいは介護保険だとか、そういった点は分かるわけではありますが、そこからややあいまいな人たちが出てくる可能性があるねと、そういった人たちの控除が廃止されるということになると、手当が支給されないのに控除が廃止をされるということになり、これは大変大きな問題だねということでもかなり議論いたしまして、もう一度、これについては議論を明日の税制調査会においても展開をしていきたいと思いますということになりました。

これはある意味では、あいまいな形でこういう事例はどうだろうかというようなことを、少し集中的にいろいろ議論をして、成年扶養控除の在り方についての整理をしていこうではないかということになっております。

これは、明日の税調の会合でしっかり議論をして、また、方向性を導き出していこうということでございます。

とりあえず、二次査定案が、先ほど申しあげましたように、おおよそまとまる方向になりつつありますので、これからはこういう主要課題の大きな問題、これについてのまとめの方向に入っていきたいということで、明日また税制調査会の総会を開催するというところでございます。

とりあえず、大きなところは以上でございましたので、皆さん方からの質問をお受けしたいと思っております。

どうぞ。

○記者

たばこ税に関してですが、ひとまず来年度の扱いについてはどういう話になっているのですか。

○峰崎財務副大臣

考え方を整理して、来年度からの上げる、上げない、上げ幅をどうするといったことについては、やや高いレベルのところで判断をしてもらおうということで預けております。

ただ、私たちの考え方からすると、上げるのであれば、先ほど言ったように、健康目的ということをはっきりさせていますから、かなり中長期的に最終的に少しずつ上げて税収目的だということにならないように、そこはしっかりと段階的に上げていきます。いきなり大幅に上げるという手法というのは、世界のどこを見てもやっていないので、そこはこの間のこの税調の議論の雰囲気も、いきなり大幅に上げるということではなかったと私たちは理解していましたので、そこは幾らとか、来年どうするかというところについては、大きな政治マターですけれども、方向感としては、今申しあげましたように、中長期的に上げていくんだよということで、その間、たばこ事業法を改正しなければいけないようになりますので、これは改正するという方向を出し

ました。

○記者

たばこ事業法に関しては、さきほど渡辺副大臣はぶら下がりの中で、大綱にも追記するということをおっしゃっていましたが、これは中長期的に健康目的に変えるのだと。

○峰崎財務副大臣

これは、もしかしたらもっと早く変えなければいけないと思います。たばこ事業法は、これからの流れを考えたときにね。

○記者

10年度に。

○峰崎財務副大臣

それを10年度と言えるかどうかははっきりしませんが、もうそういう理念の転換をやらなければいけないわけですから、理念の転換をやるということは、事業法の性格と合わなくなるところがありますので、そこは考えていきたいと思います。

どうぞ。

○記者

二次査定なのですが、多分これでほとんど決まりだと思うのですが、規模感というのは、何か数字はございますか。

○峰崎財務副大臣

それはさっき、私も事務方の方に整理してくれないかと言ったのですが、なかなか出ておりません。ただ、今年は新規要望がほとんど入っておりませんので、従来のを切っていますから、多分わずかながらプラス、つまり増税といったら変ですが、税収増になっていくだろうと思います。

先ほどちょっと聞いた感覚では、法人税の見通しが、御存知のように半減近くになるかもしれないというふうに予測されていますので、過去の類推でいくと、例えば800億くらいの負担増になるかなというような感じだったのが、ひょっとすると、これは400億くらいになるかもしれないとか、そういう類の話ではないかというふうに聞いていますが、ちょっと確定表ではないので、数字が独り歩きしたら、後であるとき400と言ったじゃないですかとか、800と言ったじゃないですかというとなれなのですが、ちょっと私が先ほど主税局の関係者にどうだと言ったときの予想感では、そんな状況でしたね。まだ、固まっていますよ。いくらかまだペンディングで関わっている問題がありますから、今の段階においては、大体そんな感じかなということでございます。

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

地方税の方も同様に金額ベースでは整理しておりません。件数ベースですと、大体

8月段階の239要望のうち、大体半分近い109項目くらいは整理をさせていただいたということで、租特の見直しという観点からは、相当な作業をさせていただいたということだと思います。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○記者

今日の企画委員会で、特定扶養控除について何か話があったのであれば教えてください。

○峰崎財務副大臣

それでは、古本政務官からお願いします。

○古本財務大臣政務官

特定扶養控除は、16歳から22歳までです。この税調の場でも議論を提起させていただきましたけれども、高校生の授業料の実質無償化に伴う所得の再分配機能の観点からの議論ということで提起させていただいたのですが、高校の無償化の議論が文科省の方で今まさに最終の段階に入っておられると思います。そういう状況の中で、控除から手当へという大きな議論の中で、少なくとも高校の授業料というものについては、いわば現物給付といいますか、学資としてその分を支えるという理念等々、だんだんと判明してくる中で、この部分についての圧縮という議論は、今回は少し見送ってはどうかというような整理になったというふうに承知をいたしております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○記者

たばこ税について2つ、さきほどたばこ事業法は改正の方向とおっしゃったのですが、政策集インデックスだと廃止となっていますが。

○峰崎財務副大臣

廃止です。

○記者

もう一つ、上げ幅は少しずつでということで、これは具体的に。

○峰崎財務副大臣

少しずつと言ったのではないですよ。少しずつ上げるのではなくて、かなり中期的な目標を持ってというふうに、私、さっき申し上げました。

○記者

でも、大幅には上げないわけですね。毎年で言えば段階的に。

○峰崎財務副大臣

もっと言えば、いきなり1,000円にするとか、そういうふうにはなりませんということですよ。

○記者

1年ごとのイメージというのは、どのぐらいになるのですか。

○峰崎財務副大臣

それはこれからで、まだ分かりません。先に言っておきますと、来年からどうするかということについては、さっき言ったように、ここでまだ決まっていなわけです。ですから、これはかなり大きな、値上げ幅をどのぐらいにするかというのは、もっと上のレベルでまた調整をしていかなければいけない。

○古本財務大臣政務官

実は旧民主党税調の時代に、このたばこのP Tで事務局もやっておりましたので、経緯は承知している者の一人だと思っています。そこでもう一度メディアの皆様にも、この場で何度か御説明しましたが、おさらいをしておきたいと思います。

たばこ事業法という法律は、たばこ事業を涵養し、育成し、そして、得られたたばこ税収を我が国として財政物資に充てるといふ、そして、今やJ R、旧国鉄の債務償還もある意味で支えていただいているといふ、まぎれもない財政物資だといふ法の建付けになっています。

他方で、財政物資であると同時に、販売あるいは流通過程において、喫煙者の皆様の健康という観点もこれを考慮していこうという条項も入っております。ですから、たばこ事業法の立法趣旨をよく踏まえますと、恐らくあるゾーンを超えた値上げということになれば、法の趣旨に合わなくなるあるゾーンが恐らくあるのだらうと思います。これは、場合によっては法制局の解釈等々も出てくるのだらうと思います。これは政治が解釈するということなのでしょうけれども。

そういうことをいろいろ考えますと、これは、いつまでなのですかという御質問がございましたけれども、まず22年度で上げるか、上げないかということは、少なくともこの税調の場で決まっておられませんし、企画委員会でも決まっていな、これは整理したいと思います。その上で、その上げ幅ということに議論が仮に移ったならば、その際のピッチのいかんによっては、ただいま峰崎副大臣が申しあげたとおり、たばこ事業法が立っていられない状況になることも、これは当然あり得ると思います。そういうことでございます。

○峰崎財務副大臣

政策集インデックスではもう御存知のように、たばこ事業法を廃止しますといふことを言っています。

○記者

控除の関係で2つお尋ねしたいのですが、1つは確認なんです、特定扶養控除のところは、圧縮見送りの方向だということなのですが、そうすると、63万のまま維持するということによろしいのですか。

○古本財務大臣政務官

結構です。そのとおりです。

○記者

もう一点、住民税の扶養控除のところは、今日はどういう方向性になっているのでしょうか。

○渡辺総務副大臣

国税に連動します。做います。

○記者

そうすると、今、扶養控除は廃止する方向になっていて、住民税の方もそれに連動してということでしょうか。

○渡辺総務副大臣

扶養控除の中の年少分、15歳以下の扶養控除と、その後の特定扶養控除は16歳～22歳までありまして、23歳～69歳までの成年の扶養控除ですね。ここの部分について、先ほどお話がありましたように、企画委員会の中で、この年少の部分については、国税・地方税とも廃止をするということについては、おおむね理解を得られている、大体コンセンサスが得られたと思っておりますが、問題は23歳～69歳までの成年の部分は議論になりました。つまり、派遣で首を切られて、就職活動をしていて、仕方なくニートとかフリーターとか言われて、家にいて同居している場合の控除がなくなるわけですね。いろいろな別のパターンもありますけれども、そうすると、この厳しい経済環境で雇用が問題だと言っているときに、果たしてこの人たちには何の手当もないのか。この人たちは約500万人いる。うち障害を持って働きたくても働けない人等が50万人いると言われておりますけれども、そうすると450万人の方がいる。これは個別にいろいろな事情があると思えます。

ですから、そこは正直言って、もうちょっと実態を見てみないと、そこを本当に切ってしまうと、まだ15歳以下の扶養控除の年少部分をなくすということであれば、子ども手当を導入するんだからという論理が成り立ちますけれども、何の手当もないのに23歳～69歳までの方々の控除がなくなる。そこところは、果たして理解されるだろうか。また、我々はどこまで今の実態を分かっているだろうかということ少し検討しないと、今日は結論が出ないということになったわけでございます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○記者

今の点で確認ですけれども、そうすると所得税の方で年少の一般の扶養控除が廃止されるのであれば、それに併せて住民税の扶養控除も廃止されるということですね。

○渡辺総務副大臣

そうです。

○記者

そうするとその場合、大都市圏の国保の保険料とか、そういった部分の負担にも絡んでくると思うのですけれども、その辺はどういうふうに。

○渡辺総務副大臣

そこは当然影響の出るところについては幾つか、その部分でどういう影響が出るかということは当然議論をします。だから、そこも踏まえて控除の在り方をどうするかということも議論しなければいけないということは、もう既に影響を受ける保育園の入園料とかあるいは国保だとか、そういうことも含めて、影響が出る部分についてはすべて網羅して検討しています。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○記者

中小企業減税が見送りになったかと思うのですけれども、この部分の理由を御説明ください。

○峰崎財務副大臣

見送っていませんよ。まだ決まっています。

○記者

斜線が引いてあるかと思うのですけれども。

○峰崎財務副大臣

いやいや、これはまだ決まっています。主要事項でペンディングになっておりますので、これはまだ継続して審議します。

どうぞ。

○記者

確認なのですが、住民税の一般扶養控除も国税と連動して廃止するという方向というお話でよろしかったでしょうか。

○峰崎財務副大臣

一般扶養控除ですか。成年のものですか。要するに扶養控除といったときには、今、言っているように、16歳未満のところと、23歳～69歳までの2つに分けて議論しているんです。

○記者

成年部分の問題意識を持たれているのは分かるのですが、住民税の部分の扱いというのは、今まで決定していませんね。要するに、住民税の扶養控除を廃止するのかどうかという議論が、にわかに浮上していたと思うのですが、その件のお話はありますか。

○峰崎財務副大臣

お願いします。

○小川総務大臣政務官

にわかに浮上したわけではなくて、冒頭から問題意識としては提示をさせていただいていた問題です。

今日の段階では、企画委員会ですから、そういう方向でどうだという議論をしたことは事実ですが、これを明日、税制調査会で議論するわけですし、また結論が出たということではありません。その方向で議論しようという話をしたことは事実です。結論は出ていません。

○記者

一応企画委員会の中では、住民税の扶養控除も廃止すると。

○渡辺総務副大臣

違います。扶養控除というと、皆さんは、我々もそうですが、15歳以下の子ども手当が給付される代わりに、いわゆる年少の控除がなくなる。ところがここへ来て、にわかに出てきたという言い方がいいのかどうかわかりませんが、実は500万人もの対象者がいる成年扶養控除ということがあると。ここはどうするかというのは議論しました。これについては、私と阿部会長が慎重であるべきだと。あるいは今ここで結論を出すべきではないというネガティブな発言をしました。

所得税、住民税とも年少の部分については、これは正直言ってある程度決定ではありませんけれども、この部分は15歳までならばと、阿部会長も、それならばまだ理解できると、理解できるというのは、了承するとか、ここで結論を出すということかどうかはわかりませんが、私も含めて、それならそれを前提にまだ制度設計をすることができるだろうなということです。

○記者

確認ですけれども、住民税の16歳～22歳の特定扶養控除は。

○渡辺総務副大臣

だからそれは、16歳～22歳は特定扶養控除といっても控除の額が違うわけですね。そこは、高校無償化の導入に合わせて、そのところをどうするかという問題提起がこの場でありましてけれども、まだ高校の無償化をやるかどうか正式に決まったかどうか、政府の中でまだ結論が出ていない。やるのでしょうか。だとすれば、それがいつになるのかも含めて議論するでしょうが、ただ、特定扶養控除というのは、高校の授業料だけではなくて、大学生の子どもさんを持っている世帯の負担を減らそうということもあるでしょうから、そのところは特定扶養控除をなくしますということは、マニフェストに書いてなかったもので、それはやはりやるべきではないのではないかということは私も発言しました。

だから、特定扶養控除については、今日の企画委員会では話は出ていません。今日の企画委員会のテーマにはなりませんでした。

○記者

仮に所得税も、住民税も廃止する場合、廃止の時期というのは、所得税は最短で2011

年1月からだと思っておりますが、その場合、住民税の場合はいつからになりますか。

○小川総務大臣政務官

自動的に、その更に翌年度分です。

○記者

2012年の1月、ちょうど1年ということですね。

○峰崎財務副大臣

1年です。

どうぞ。

○記者

たびたびですみません。配偶者控除の扱いで、先送りにするというような話もありましたけれども、それは今日の企画委員会ではどんなような議論になったのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

あまり議論にならなかったです。来年度は検討しますという中身には入っています。

○古本財務大臣政務官

それでは、控除関連の全体を整理します。

マニフェスト事項で忠実に行けば、扶養控除と配偶者控除を倒すと書いてあります。それで、これまで平場も含めて議論をしてきたのは、国税の扶養控除の廃止です。そして、地方税の扶養控除については、若干、選挙戦のあのどたばたの中で、住民税分の扶養控除については少し圧縮を先送った方がいいのではないかという議論もあった中で、果たしてどうだろうかというのがもともとスタート時点でありました。ですが、小川政務官をはじめ、これは乗り越えていかなければいけないテーマではないかということずっと議論してきました。これが住民税の扶養控除です。

今は年少の話を行いました。次に特定扶養控除という、16歳から18歳がございます。これは私もこの場で、今、渡辺副大臣がおっしゃっていただいた高校の無償化と並べること自体が本来、筋から外れているのです。ユニバーサルサービスとして、高校の授業料をみんなに学資として現物給付しようという理念からすれば実はずれているのですが、果たして高額所得の方が、ただでさえ所得の再分配機能をきちんと見直そうと言っている矢先に、特定扶養控除というもともと45万円で平成元年に始まったものが現在63万円まで伸びていますから、若干圧縮することの議論さえ許されないでしょうかとおずおずと提案したところ、文科副大臣等々から相当おしかりを受けました。

そういう経緯等々がある中で、今日現在、高校の無償化についてはまだ明快に政策が決まっていないということもあるのですが、おおよその方向性は出ていますので、特定扶養控除の議論をこれ以上引っ張っていくことは適切でないということの判断におそらく至っているんだろうと思います。今日の企画委員会では、その箇所については熱心な議論といたしますか、言及はありませんでしたが、その方向で明日、この税調

に諮りたいという方向は提案しているのは事実です。

それから、成年扶養控除についてはもとより、この税調の議論の中で、扶養控除という言い方で総括されていましたが、成年扶養控除の話は入っておりまして、今、順次議論をしていく中で、先般この場でも阿部会長から、いろんな事情で働けない青年もいるので、そこは救えるように考えて欲しいという御指示がございました。そういう中で、ハンディキャッパーあるいは要介護の方々等々のみならず、そういう認定を受けている方々以外の方でも、わけがあって働けない、病弱で働けないというカテゴリーの方を何とか救えるように、厚生労働省等とも、今、相談を始めています。

そういった方を救うということを含めていかがでしょうかという提案を、今日、事実としていたしましたところ、今、渡辺副大臣がおっしゃったとおりの議論になったのは事実です。そういう中でいかがでしょうかということを、明日、おそらくこの平場でやるのだらうと思います。

全体の流れはそういうことであります。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

増減収だけ補足させていただきます。住民税の扶養控除の点はとにかく明日議論しますので、今日は方向感だけ議論したということです。

それで、改めてここを強調させていただきたいのですが、所得税で、配偶者控除も扶養控除も2つともなくす。それで、住民税は両方とも残すというのがそもそもの党の公約でした。これは相当、税体系からしても、税務手続からしても、非常に困難な選択だということ相当初期のころに申し上げたと思います。

国税の所得税の方で、配偶者控除は子ども手当との関連でもかなり批判が強かったですから、判断なり結論を先送りにしたということを受けて、そのいびつさを覚悟するよりは、むしろ扶養控除は扶養控除でそろえて廃止をし、配偶者控除についてはやや結論を翌々年度以降にするという方がいろんな観点から適切ではないかという議論をしたということです。その場合は公約の修正になります。

もう一つ、増減収は、配偶者控除と扶養控除を所得税で廃止した場合の増収は1.4兆円です。住民税と所得税の扶養控除、双方を廃止した場合の増収は1.4兆円です。ということで、勿論、家族構成によっていろいろなケースは考えられますが、全体としての増減収は全く変わらないという前提での議論であるということも併せて強調させていただきます。

いずれにしても、議論の方向感でありまして、明日、ここで議論するということです。

○峰崎財務副大臣

そういうことですから、中身の議論はそれ以上追求しても、明日議論しますから、

これ以上は、言ってみれば中身のこれはどうなのですか、ああなのですかということについて、素朴な疑問は勿論あってもいいのですが、明日の議論を聞いていただいて、また判断をしていただきたいと思います。

○記者

さっきおっしゃった扶養控除の廃止の時期なのですが、さっきの質問は最短で 2011 年 1 月とかという話があったんですけども、これは最短でというのではなくて、基本的に 2011 年 1 月から廃止するという方向でよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

2011 年 1 月でないと、いわゆる今度の法改正をして、翌年の 1 月 1 日から始まりますので、それで 1 月 1 日ということです。

○記者

そうすると、最短でとかではなくても、2011 年 1 月からという考えでしょうか。

○峰崎財務副大臣

最短でというのは、法律改正を遅らせればその翌年になってしまうではないですか。ですから、要するに一番早くても 2011 年 1 月 1 日から扶養控除の廃止は始まりますということになります。

○記者

もう一点、住民税の扶養控除のところで、住民税の分を廃止する場合に、子ども手当の財源を地方も負担すべきではないかという議論があったと思うんですけども、その辺りはどういうお考えなのでしょうか。

○渡辺総務副大臣

これは総理が、やはり何度も、これは国の責任だ、国でやるのだというふうに言っていますので、それは総理大臣がそういうお考えであれば当然そうでしょうし、また、マニフェストでもこれは全額国の責任でやりますと言ったわけですから、何かいろんな案があって、今の児童手当の上にそのまま乗せたらどうかというような案も出たり消えたりしたという話は聞きました。消えたようですけれども、実際、いろんな説はあったのですが、現実問題として、やはりこれは地方からも、国策でやるのだから地方に負担を求めるといっては絶対だめだということと言われて、総理も国でやるのだということを行っていますから、それは当然、地方に負担を求めるとはやはりあり得ない話だと私どもは思っています。

○記者

たばこ税について、健康目的で上げていく方向性では一致したということですね。ということであれば、基本的には来年度から少しずつ上げていけばいいと思うのですが。

○峰崎財務副大臣

それは先ほどから言っているように、来年度から上げるか、上げないか、どのぐらい上げるかなどというのは決まっていないのです。それは先ほど言ったように、かなり政治マターで決まるんです。

○記者

上げない理由というのは、選挙とかもあるしということなのですか。

○峰崎財務副大臣

いや、我々のレベルよりも上のところで決まるのです。

○記者

研究開発税制のところで、最初、ゼロ次査定では認められない。それで、一次査定では高水準型は認められないということだったのが、今日は両方とも認めるということになったのですけれども、その経緯と、もう一度、もう少し詳しくお願いします。

○峰崎財務副大臣

先ほど申し上げたように、これは去年入ったばかりで、1年しか経っていないのです。これはもともと、2年間のいわゆる租特だったものですから、当然、まだこれが一体どのような効果を果たしているのかということの評価がなかなか定まらない。そういう意味で、もう2年間延長させていただいて、そこで評価をしてくださいということは先ほど私も申し上げたとおりです。

○古本財務大臣政務官

もう副大臣がおっしゃっていただいたことに尽きるのですけれども、これは私もずっとやってきましたが、さっきここで申し上げたとおりでして、現下のいろんな経済情勢というものはやはり意識せざるを得ないでしょう。そういう芝目だったと思います。

○記者

1点だけ確認させて下さい。二次査定について、企画委員会では何か特別に議論があったのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

ありません。

○記者

何も触れなかったのですか。

○峰崎財務副大臣

ありません。

それでは、終わります。

[閉会]